

令和6年度 第2回盛土に関する専門委員会

議 事 録

日時：令和6年11月12日（木） 14:00～14:45

場所：福岡市赤煉瓦文化館 会議室3（2階）

出席：笠間 清伸（委員長）九州大学工学研究院防災地盤工学研究室 教授

坂井 猛（委員）九州大学 本部 キャンパス計画室 教授

榮 京子（委員）よつば法律事務所 弁護士

水野 秀明（委員）九州大学大学院農学研究院 准教授

村上 哲（委員）福岡大学社会デザイン工学科 教授

中牟田 はと子 農林水産局総務農林部長

野見山 聡 農林水産局総務農林部森づくり推進課長

岩倉 りえ 市民局防災・危機管理部防災推進課長

柴田 桂 住宅都市局建築指導部長

宮川 秀諭 住宅都市局都市計画部都市計画課長

定講 慎一郎 住宅都市局建築指導部開発・建築調整課長

岳本 美保 住宅都市局建築指導部盛土指導課長

会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

- ・ 前回の審議内容について
- ・ パブリック・コメント結果及び条例（案）について
- ・ 規制区域（案）について
- ・ 大規模盛土造成地調査について

(3) 事務連絡

(4) 閉 会

令和6年度 第2回盛土に関する専門委員会

事務局 : 資料の確認

それでは、ここから司会の進行を委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長 : 今日の委員会で一応の区切りをつけて、来年5月からの規制開始のめどが立ち、委員会としては喜ばしいことかと思ひます。最後の委員会ということで確認していくことが多いと思ひますけれども、細かいところまで見ていただければと思ひます。それでは、最初に前回議事録の確認ですが、配付されているものを皆さんに事前に送付しております。意見をいただいたものが皆さんの手元に配付されているそうです。何かご意見があれば受け付けたいと思ひますけれども、何かございますでしょうか。

(特に意見等なし)

特にご意見がないようですので、これを議事録として確定して、委員会資料とあわせて福岡市のホームページで公開していただきたいと思ひます。続きまして、ここから議事に入っていきたいと思ひます。今日の議事は、まず、前回審議の内容について、が1つ目。前回からの進捗状況としてパブリック・コメントをいただいておりますので、その結果とそれを踏まえた条例(案)について、というのが2つ目の議事になります。次が規制区域(案)についてで、具体的な規制区域の内容について、が3つ目。最後が大規模盛土造成地調査について、が4つ目という構成になっております。皆さんからの幅広いご意見をいただきたいと考えておりますので、活発な発言をよろしくお願ひします。それでは、「前回の審議内容について」事務局より説明をお願ひします。

事務局 : 事務局より資料1「前回の審議内容について」説明

委員長 : 前回の審議事項として出た意見は、「条例(案)及びパブリック・コメントについて」の箇所「量」という文言を「土量」に変えるということと、「堆積している土の種類がわかった方がいいということ」、「堆積されている土石の土質」という項目を追加しようということに対応していただいております。「大規模盛土造成地調査について」は、液状化判定についてはそういう可能性がある場合は調査項目に加えますと。ボーリングの結果がわかっているものについては適宜報告していただきたいということで、今日の最後の審議事項で少し説明していただけることになっています。適切に我々の審議内容を反映させていただいていると思ひますけれども、何か確認事項とかございますか。

(特に意見等なし)

ありがとうございます。それでは、前回の審議事項については確認したという

ことで進めていきたいと思えます。続きまして、2 つ目と 3 つ目の審議事項「パブリック・コメント結果及び条例（案）について」、「規制区域（案）について」とあわせて事務局より説明をお願いします。

事務局 : 事務局より資料 2 「パブリック・コメント結果及び条例（案）について」、資料 3 「規制区域（案）について」説明

委員長 : パブリック・コメントの内容と、これに対する対応を説明していただきましたけれども、何かご意見はございませんでしょうか。この項目はどうされたのですかという確認でもよろしいかと思えます。1 か月ぐらいで 11 通、36 件の意見があったということです。

委員 : 技術的な質問というより、ちょっとしたことですが、資料 2 の 2-1 の左下、「意見への対応」のところに 10 件の質問等があり、それに対する答えが設定されていますが、これは質問者に対してはどうやって返すのでしょうか。ホームページで公表するとか、そういった形になるのでしょうか。

事務局 : パブコメの結果をホームページの方で、この資料の状態で開催することとしております。個別には回答しませんが、皆さんご覧になれることになると思います。

委員 : わかりました。2-2 以降の表がホームページに載るというイメージですか。

事務局 : 資料 2 すべてです。

委員 : わかりました。ありがとうございます。

委員長 : ここに記載されている質問、意見の内容と対応については、ホームページで市民の方に返すというような形になるということですね。やはり、2-1 の「主な意見」のところにある長期未完了の案件というのは少し気になるところで、確か前回の委員会でも議論になったと思えます。私もちょっとうろ覚えですけど、工事が進捗していなくて、1 年たった時点で何か確認するなど、何かの工程が入っていたかなと思えますが、いかがだったでしょうか。

事務局 : 工事完了予定日を 1 年過ぎても工事を継続している場合に、必要に応じて状況の報告を求めるといことにしています。多分工事が途中で止まっていたら危ないのではないかという意味のご意見だと思いますが、事業者が状況を確認しながら、途中で止まっていたら危険な状況であれば、そこの措置もした上で許可を取り消すというような対応をしていきたいと思っています。

- 委員長 : わかりました。他にございませんでしょうか。
- 委員 : それぞれの規制区域で工事をする場合、それぞれのルールに従ってやると思いますが、規制区域を跨ぐような所は、宅地造成等工事規制区域（以下「宅造区域」）のルールに従うのか、あるいは、宅造区域と特定盛土等規制区域（以下「特盛区域」）に分かれるのか。その辺はどうなっているのでしょうか。
- 事務局 : 許可の基準は、宅造区域、特盛区域に関わらず同じ基準になりますので、許可を運営する上では取り扱いが変わることはありません。ただ、両方の規制区域に跨ぐ場合、その区域のかかり方の面積で取り扱いが変わるということになり、例えば宅造区域の方に少ししかかかってなくて、ほぼ特盛区域だという場合、宅造区域の許可要件未満の規模の場合は、特盛区域で見る、ということになります。基準は同じ基準で見ますので、一緒になります。
- 委員 : わかりました。あと、以前の委員会で、盛土の高さをどういうふうに決めるか議論になりました。既に盛土があって、それからさらに盛土をする場合、新たに盛土を行った箇所の高さとするのか、あるいは、既存盛土を含む、いわゆる地山からの高さを盛土の高さとするのか。盛土の高さの考え方を、改めて教えてください。
- 事務局 : 基本的には現状の地盤からの盛土だとは思っています。ただし、例えば、近接した時期に同じ場所で同様の工事があった場合は、工事の一体性や、事業者が同一であるか、そういうところを確認しながら個別に判断するということになるかと思います。
- 委員 : わかりました。なかなか大変になるということですね。盛土の高さの判断がぶれなければいいと思います。
- 委員長 : ここで決めようとしている盛土は明確な何メートルという決まりがありますが、それが本当につくるときに安定か安定じゃないかということは技術的な判断が必要で、それで許可をするかという技術的判断をしないといけないと。資料 3 に最終的にでき上がった規制区域の案がありまして、これは前回説明していただいているものと同じで、福岡市では宅造区域が大体 7 割ぐらいで、特盛区域が大体 3 割ぐらいの割合になっています。で、白地は存在しないということになっています。それで、この委員会終了後に、資料 3 に示していただいているように、来年の 1 月～3 月に事業者と住民への説明会が行われて、具体的には来年 5 月 26 日からこの条例が施行されて盛土規制法の運用が開始されるというスケジュールになっています。

委員長 : 他にいかがでしょうか。
(特に意見等なし)
「大規模盛土造成地調査について」事務局より説明をお願いします。

事務局 : 事務局より資料4「大規模盛土造成地調査について」説明

委員長 : 大規模盛土造成地調査の進捗状況を説明していただきました。第二次スクリーニングで調査しないといけない箇所が5か所あって、それをⅠ期、Ⅱ期に分けて、Ⅰ期が3地点、Ⅱ期が2地点で、Ⅰ期の方を先行して行っていただいている状況で、Ⅰ期はボーリング調査が大体終わっているようなところですね。室内試験とかはこれからという状況だと思います。4-2の資料で、赤文字で書かれているところが、実際の状況を踏まえた正確な値になっています。例えば、盛土部と軟弱地盤のところには赤文字と黒文字が書いてありますが、黒文字は一応想定でこういう値を入れていたけれど、実際に測ってみると、盛土部の厚さが違っていたり、他の地層の厚さが違っていたりという状況で、赤文字の方が正しい実測値になっています。室内試験もそういうボーリング調査結果を踏まえて、表に書かれた地点から土を採取して室内試験を実施するという状況になります。何か気になるところとかございますでしょうか。

委員 : 詳しい取りまとめをありがとうございました。具体的なボーリングデータ、柱状図データというのは見ることはできないでしょうか。今、整理している段階なのか、今後どのような形になるのか、というのはいかがですか。

事務局 : 現状、まだ柱状図が仮の柱状図でございまして、土質区分は行っていますけれども、コアを改めて確認することで土質区分が変わってくる可能性もあり、現状、なかなかお出ししづらい状況にあるので、今回は数値だけの提示とさせていただきます。

委員 : ありがとうございます。あと、もう一つ。表の上段と下段で「実施」と「計画」となっていますが、「計画」というのは、確か第一次スクリーニングで、旧版地形図、古い地形図と新しい地形図との対比で標高差から盛土厚がどれくらいで、盛土部で大規模盛土造成地の面積で算出されたと思いますけれども、その算定がこの計画の黒文字なのでしょうか。前回調査で大規模造成盛土と判断した結果は、今回調査で妥当だったのかどうかというチェックをやっていただけると、第一次スクリーニングで排除したところも、判断の誤差的なものが示せるのかなというふうに思いました。これはコメントなので、そういう検討されるかというふうに思いました。先程の「計画」というのは、これはどういう基準で算出されたのですか。

事務局 : 「計画」は、今回の調査箇所では過去のボーリングデータがなく、唯一 209 番の調査地点の近傍でボーリングをしているところがあったものですから、その数値を置き換えて算出したものであり、「計画」と言いながらも確たるところがあるわけではありません。

委員 : 特にこの「計画」の数値を使って何かやったというわけではないということですね。わかりました。ありがとうございます。

委員長 : 村上先生がご指摘されたように、「計画」の値と「実施」の値が大きく違うところもあるので、今後の調査に反映していくといいのかなと思いました。確認ですけど、室内試験のサンプリング箇所について、基本的には盛土のところからサンプリングをして、盛土部より深いところから採取しているものは、もしかしたら地山に相当するのかなと思いましたけど、そういう考え方でしょうか。

事務局 : 基本的には盛土層から試料を採取している形にはなります。

委員長 : 2 つともですか。

事務局 : はい。

委員長 : わかりました。上方と下方から採っているイメージでしょうか。

事務局 : 例えば、209 番のボーリング箇所 B-1 のところで 2 か所採取予定でしたが、こちらの盛土層の深度が 2.6 メートルくらいしかなく、また、ボーリング箇所 B-2 では、盛土層で B-1 よりも N 値が低く出ましたので、B-1 と B-2 それぞれで 1 か所、サンプリングをしたという状況です。基本的には盛土層で採取をしているということになります。

委員長 : わかりました。ちょっと突っ込んで言うと、570 番の B-1 のところの 1 か所は旧地盤で採取しているのではないのでしょうか。

事務局 : 570 番の B-1 の 2 箇所のうち 1 箇所だけは旧地盤のところになります。

委員長 : わかりました。何が言いたかったかという、B-1 だけは N 値が結構違うので、盛土と想定するのであれば違う地盤として取り扱った方がいいかなと思ったのですが、2 つ目の深度のところは旧地盤ということであれば、それでいいのかなと思いました。他にございませんでしょうか。

委員 : このⅠ期、Ⅱ期の対象にしている造成地の造成年代がわかっているのかどうかということと、もしわかっているのであれば、この表の中に書いておくと、比較的新しい造成なのか、かなり古い造成なのか、いわゆる宅地造成法が変遷する上でどの段階での盛土なのかということ、対比していくときに有効じゃないかなと思うので、おおよそでも何年代でもいいと思うんですけど、そういう数値は挙げておいた方がいいのかなと思いました。それからもう一つ、物理試験で難しいかもしれませんが、盛土材料の締固め試験があった方が良かったんじゃないかなと思いました。いわゆる最大密度ですかね、施工前に締固め試験をして、最適含水比付近の締固め、転圧して締まった状態にするという基準でつくっていると思うんですけど、この土が実際締まった状態なのか、まだまだ締まりが不十分な状態なのかという判断はN値でもできると思うんですけど、より詳しく、安定計算では必要ないのかもしれませんが、良質な盛土の施工状態なのかどうかというのは判断の一つになるんじゃないかなと思いました。もしそういうことが可能ならば検討してはどうかと思いました。

委員長 : ありがとうございます。それでは全体を通して何かご意見ございませんでしょうか。

委員 : 2-3 ページのパブリック・コメントのところで、13 番の意見で、「定期報告事項の追加に…」とあり、その後ろに「基礎地盤は原則普及であるものと考えられる」とありますが、「普及」とはどういう意味かという質問が 1 点。もう一つ、14 番の意見で、これも定期報告なんですけども、ひょっとすると誤字なのかもしれないんですけど、「排水機能の清掃」というのがあるんですけども、この「機能」とは施設でいいですか。パブリック・コメントの表を見ていると排水施設と書いてあったので、そのことかなと。この 2 点、教えていただけますでしょうか。

事務局 : いただいた意見をそのまま載せておりますので、「普及」は多分何も変わらずそのままという意味の普及かと捉えて回答しているところです。「排水機能」はおそらく排水施設であろうと思っておりますが、いただいた意見をそのまま加筆修正せずに出すというのが原則なので、そういう想定で考えております。

委員 : わかりました。意見がこのままだったら変えようがないですね。わかりました。ありがとうございます。

委員長 : 福岡市としては 13 番の「普及」の意味は、変わらないものとして解釈して、回答を作られているということですね。14 番は排水施設の清掃というふうに解釈して判断されているということです。「普及」は変わらないという意味で取っていいのかなと私も読みましたが、いかがですか。何か変換ミスなのか、

そういう感じがしますけど。他にいかがでしょうか。全体を通してでも構いません。特に今回の委員会では、パブリック・コメントに対する対応をどうするかというのが主な議題でしたが、これに対しては適切に対応していただいていると思いますので、このまま条例の準備が適切になされていると判断しています。

(特に意見等なし)

それでは、皆さん、熱心なご議論ありがとうございました。

事務局 : 建築指導部長より挨拶

委員長 : 1点だけ質問してもいいですか。終わったかなと思ったら審議会もあるということでしたので。福岡市では盛土の許可申請がどの程度の件数を想定されているのか、許可申請の確認を福岡市で行われるのか、どのように行われるのか、決まっていれば教えていただきたい。

事務局 : 今のところ、年間340件程度の申請があると想定しています。組織としては、盛土指導課の中に許可部門をきちんと作って、人員を整えて市役所で審査する予定です。

委員長 : わかりました。ありがとうございます。これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

以上